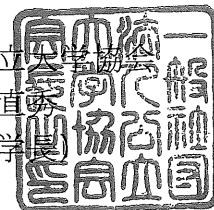




平成25年9月26日

文部科学大臣
下村 博文 様

一般社団法人公立大学協会
会長 木苗 直志
(静岡県立大学長)



改正労働契約法の取扱いに関する要望について

全国にある83の公立大学は、地域の知の拠点としての自覚を強く持ち、教育研究の質的向上とともに、地域社会に貢献するため、様々な企画運営を行っております。

各大学に所属する教員については、「大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）」及び関係法令の規定に基づき、流動性を高めつつ、より高い専門性を有する多様な人材を積極的に雇用し、大学の教育研究の質的高度化を推進してきました。

ところで、平成25年4月に、労働契約法の一部を改正する法律が施行され、有期契約が5年を超えて反復更新された場合には労働者の申し出により無期契約へ転換できることとなりました。大学教員は、一般の労働者とは異なる特有のキャリアパスをとっており、複数の機関で教育研究実践を積み重ねるのが通例です。従事する研究プロジェクトが5年を超える場合もありますが、今般の労働契約法の改正によって、予め有期契約期間を5年未満で設定するなどして、教員雇用の不安定化を招き、大学側にとって優れた人材の確保が困難となっています。このような状況では、将来的には優秀な人材の確保・育成ができないことによる教育研究の停滞、さらには我が国の国際競争力の低下に繋がることにもなりかねません。

つきましては、我が国の大学における教育研究の発展及び将来に向けての優れた若手研究者を育成する観点から、大学における有期契約労働者に対する、改正労働契約法の無期労働契約への転換の仕組みの適用に関しては、改正労働契約法の趣旨を十分に尊重しつつも、大学の教育研究活動の特殊性に十分に配慮した特例措置を設けるなどの弾力的な取扱いが可能となるよう要望いたします。

以上